

前回の分科会における意見の概要

●ステップⅠ(業種基準)について

- 公益性、公共性、緊急性等の観点から整理した登録対象の類型整理(資料2の3頁)については了承された。
- 個別の業務(業種等)、配分割合等について議論され、これを踏まえて次回分科会の資料を作成することとなった。

●ステップⅡ(事業者基準)、ステップⅢ(従事者基準)について

- ・ 関連会社、協力会社については、本体の業種(事業者)の割り当ての範囲内で分配する仕組みを入れてはどうか。
- ・ 事業者が法令等で行うべき検査等について、インフル発生時の法令の弾力運用についても検討しておく必要がある。
- ・ 労働集約型の業種がある一方で自動化が進んでいる業種もあり、基準の設定に当たり、そうした違いを考えるべきではないか。
- ・ 介護事業の重要性は理解できる。対象の明確化を工夫すべき。
- ・ 登録事業者自らの接種体制の整備といった観点から、産業医の選任基準を事業規模の参考にしたという趣旨を明確にすべき。

●その他:

- ・ 「打ち逃げ」防止のために、公表するのは事業者単位か、事業所ごとかの検討が必要。
- ・ 発生時に接種した個人名は、検証等のためには必要であると考えるが、公表は避けるべきではないか。
- ・ 登録申請が実際と異なる場合は、登録抹消などのペナルティーを考えるべき。
- ・ 登録は一種の契約のようなものと考えられ、届出要件について承諾をとって、登録に見合う負担を課すというものではないか。

登録事業者の類型整理(公共性・公益性の程度による類型化)

A 医療分野

- 1 新型インフルエンザ等医療型 : 新型インフルエンザ等医療に従事する医療機関・薬局
- 2 生命保護型
 - (1) 重大・緊急医療系 : 新型インフルエンザ等医療には従事しないが、生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従事する医療機関
 - (2) 介護・福祉系 : サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所

B 国民生活・国民経済安定分野

- 1 指定型 : 指定(地方)公共機関に指定されている事業者
 - ア) 地域独占タイプ(電気、ガス、鉄道、空港管理、日本銀行、郵便)
 - イ) 地域非独占タイプ(医薬品等、電気通信、バス、貨物自動車運送、航空、内・外航海運)
- 2 指定同類型
 - (1) 業務同類系 : 指定(地方)公共機関と同じ公益的事業を行う、指定されていない事業者
 - ア) 地域独占タイプ
 - イ) 地域非独占タイプ
 - (2) 社会インフラ系 : 電気・ガスのように、国民生活・国民経済のインフラ事業であるが、行政関与の程度がそれほど強くないことから指定されない事業者等
 - ア) 地域独占タイプ(石油元売、熱供給、資金決済システム)
 - イ) 地域非独占タイプ

3 その他<P>

特定接種対象業務・従事者の基本的考え方について

- ★特定接種については国民の理解が不可欠であり、住民接種等とトレードオフの関係にある。
- ★生命保護との近さ、特措法上の公共性・公益性の大きさに応じて登録事業者の類型を整理。

